

令和4年度第7回教育委員会議事録

1 招集日時	令和5年2月28日（火）19時00分	
2 招集場所	教育相談室	
3 出席委員	教育長 井手正 和田京子 上田和幸 下川恭子	
4 欠席委員		
5 説明のため出席した者	近藤裕司	
6 本会の書記	教育次長 近藤裕司	
7 傍聴者		
8 開会	19時00分	
(1) 会議録署名委員選任	和田京子、下川恭子	
(2) 報告	吉村教育長	<p>2/1 嶺北広域給食センター学校給食運営委員会（本山町）</p> <p>2/3 全国町村教育長会第2回常任理事会（東京都）</p> <p>2/7 高知県少年補導育成センター第3回東部ブロック連絡協議会 (あじさいホール)</p> <p>2/8 第2回高知県における部活動地域移行検討会議（高知市）</p> <p>2/9 市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（高知市）</p> <p>2/10 県教委小中学校課令和5年度事業説明</p> <p>2/15 高知県町村教育長会第4回役員会（高知市）</p> <p>2/16 就学前・学校・地教委連絡会</p> <p>2/16 土佐町農畜林業関係団体連絡協議会</p> <p>2/21 嶺北地域教育委員会連絡協議会行政視察研修 ～22 （岡山県早島町・奈義町）</p> <p>2/27 嶺北地域教育委員会連絡協議会第2回役員会（大豊町）</p> <p>2/28 嶺北広域行政事務組合教育委員会（本山町）</p>
8 議題	教育長 教育次長 教育長 教育委員 教育次長 教育長	<p>議案第12号土佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題とし教育次長より説明をお願いします。改正理由は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号及び第175号）に伴い、土佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。</p> <p>省令第159号 児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正を行うもの（安全計画等）</p> <p>省令第175号 バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うもの（バス送迎の安全管理）</p> <p>次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。安全計画の策定とあるが、防火・地震・土砂災害・風水害等も含まれる計画があるのか。</p> <p>県から業務継続計画を策定するようにマニュアルが送られてきており、今後策定するように検討している。</p> <p>他に質問はございませんか。質問が無いようでしたら、議案第12号土佐</p>

	教育委員 教育長	町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてご異議ございませんか。 異議無し 異議無しと認め、議案第 12 号は全会一致で可決されました。 議案第 13 号土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題とし、教育次長より説明をお願いします。
	教育次長	改正理由については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 65 号）（民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号）の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うもの）に伴い、土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
	教育長	次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。質問が無いようでしたら、議案第 13 号土佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてご異議ございませんか。
	教育委員 教育長	異議無し 異議無しと認め、議案第 13 号は全会一致で可決されました。 議案第 14 号就学援助費の認定について (秘密会) 議案第 15 号令和 4 年度第 7 号補正予算についてを議題とし教育次長より説明をお願いします。
	教育次長	補正予算について資料を基に説明を行う。
	教育長	次長から説明がありましたが、委員の皆様から質問はございませんか。
	教育委員	小学校教育支援費の 2 節給料の特別支援教育支援員退職に伴う減はどういうことですか。
	教育次長	昨年度末に退職者があり採用募集をかけていたが採用者がいなかつたため、減額を行うものです。
	教育委員	保育所費の 2 節給料の減額についても同じですか。
	教育次長	採用募集をかけていたが採用者がいなかつたため、減額を行うものです。
	教育委員	保育所費の 12 節委託料の減額について、契約内容は適正ですか。
	教育次長	委託料については最低制限価格を設けていないために、大幅な減額の落札に至っている。委託内容について適正に業務を行っていただけるものである。
	教育委員 教育次長	文化財保護費の 17 節備品購入費の中島観音防犯カメラは必要ですか。 観音堂の中に町の文化財があり過去に侵入の形跡が見られたために設置するものです。
	教育長	他に質問はありませんか。無いようでしたら議案第 15 号令和 4 年度第 7 号補正予算について提出することにご異議ございませんか。

	教育委員 教育長 教育次長 教育長 教育委員 教育次長 教育委員 教育次長 教育委員 教育次長 教育長 教育委員 教育長	異議無し 異議無しと認め、議案第 15 号は全会一致で可決されました。 議案第 16 号令和 5 年度当初予算についてを議題とし教育次長より説明をお願いします。 当初予算について資料を基に説明を行う。 次長から説明がありましたが、質問はございませんか。 社会教育総務費の郷土学習センター管理運営委託料はどこに委託しているのですか。 知の循環型生涯学習研究会に指定管理で委託しています。 町立図書館費の図書推進コーディネーター報酬はどういうものですか。 司書資格を有する者を募集し、土佐町の読書推進を行っていただける方を募集します。 保健体育総務費の保健体育事業費補助金はどういったものですか。 中学校の部活動を地域移行するために、受け皿として土佐町スポーツコミッショナに補助金を出して事業を行うものです。 他に質問はありませんか。無いようでしたら議案第 16 号令和 5 年度当初予算について提出することにご異議ございませんか。 異議無し 異議無しと認め、議案第 16 号は全会一致で可決されました。
9 その他	教育委員 教育長 教育委員 教育長	・議会便りに載っている鈴木議員の過去 30 年間の土佐町中学校における 6 時間授業の推移はとの質問の中で余剰時数は 76 時間とあるがどういうことか教えてほしい。小学校はどうなっているかも併せて教えてほしい。 文部科学省が学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として標準授業時数が定められており、中学校が 1015 時間、小学校 1 年が 850 時間、2 年が 910 時間、3 年が 980 時間、4~6 年は 1015 時間となっている。中学校は 1 週間 6 時間授業で週 30 時間、5 時間授業が週 1 で入った場合 29 時間で 1 年間の授業できる週が 35 週として計算すれば 1015 時間となる。令和 3 年度は中学校 3 学年平均で 76 時間多く授業を行っている。理由は修学旅行や運動会、文化発表会や不測の休み（台風・コロナ感染症等）があり授業時数の確保が難しくなる恐れがあり多めに授業を行っているのが現状である。 学校と協議すると書いてあるが、校長とするのですか。 学校のカリキュラムは校長が定めるので、教育長や教育委員会の決定する範疇であるかもしれないが、（授業時数やカリキュラムを見直すのであれば）校長に権限があるので協議が必要という意味である。
10 閉会		20 時 45 分

土佐町教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

土佐町教育委員会

令和5年3月29日

教育委員 和田京子

教育委員 下川恭子